

金田町人の動き

(7月1日現在)

世帯数	2,716		
人口	9,618		
男	4,723	女	4,895
出生	23	死亡	7
転入	106	転出	85

かなだ

第 199 号

金 田 町 報

発行所 金田町役場総務課

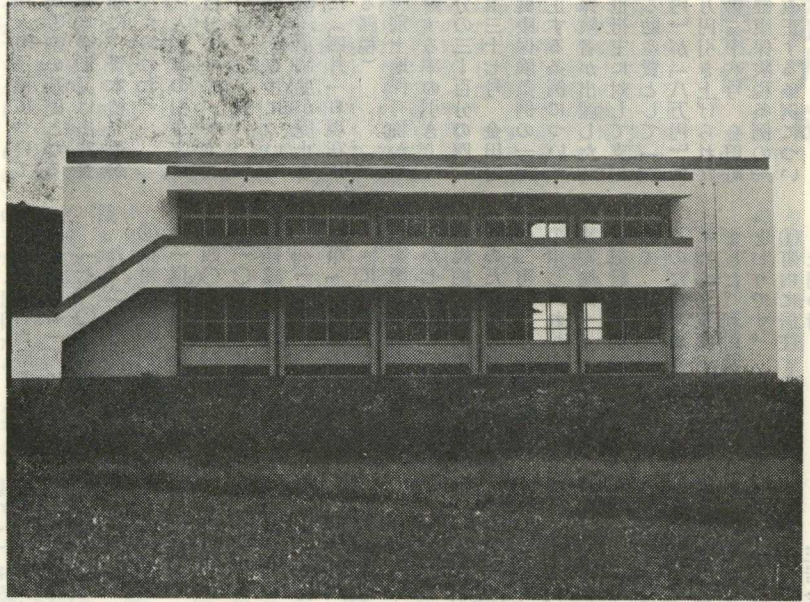
編集兼 植 高 芳 己
発行人

印刷所 栗 林 印 刷 所

電話 (09474) ② 0506 番

私たちはだれでも自由で幸せに、人間らしく生きていという願いを抱いています。この願いを日本国憲法は優すことのできない永久の権利、すなはち基本的人権としてすべての国民に保障しています。

しかしながら、いまの世の中においてもなお、同和地区の人々には職業、教育



【神 崎 児 童 館】

神崎地区児童館

待望の落成!!

住民課福祉係

待ちに待った神崎地区児童館が完成し六月より発足する運びになりました。児童福祉法の趣旨にのっとり児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、また情操をゆたかにするため児童厚生施設として児童館を設置されました。

工事の概要は鉄筋コンクリート二階建、総建築面積七一七、七八平方メートル総工事費八千二百三万円財源内訳は国県費補助金一千七百八十七万五千円、起債六千二百三十五万五千円、一般財源となっております

規模は柔、剣、空手室、卓球室、図書室、事務室、シャワー室、会議室等が設

待ちに待った神崎地区児童館が完成し六月より発足する運びになりました。児童福祉法の趣旨にのっとり児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、また情操をゆたかにするため児童厚生施設として児童館を設置されました。

児童館は次の各号に掲げる者が利用することが出来る

- ①町内に居住する18才未満のもの
- ②児童福祉関係の各種団体
- ③前各号に定めるもののほか町長が利用を認めた者

児童館は次の各号に掲げる者が利用することが出来る

児童館は次の各号に掲げる者が利用することが出来る

【利用時間】
児童館の利用時間は次の通りとする。ただし町長が必要と認めるときは、これを変更することが出来る。

3月1日から10月31日まで
午前10時から午後6時まで
11月1日から2月末日まで
午前10時から午後5時まで

【休館日】
児童館の休館日は次の通りとする。但し町長が必要と認めるときはこれを変更しまた臨時に休館日設けることが出来る。

- ①毎週月曜日、但し月曜日が国民祝日にあたるときは、その翌日とする。
- ②年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

7月は同和問題啓発

強調月間です

— 同和問題をみんなで考えよう —

居住、結婚、交際などの面において基本的人権が不当に侵害され、市民的自由と権利が不完全にしか保障され

り、この問題の解決は国及び地方公共団体の責務であるとともに、私たち町民みんなの課題であります。このため国や県市町村では「同和对策事業特別措置法」に基づいて種々の施策を行ってきた。

なかでも町民みんなが同和問題を正しく理解し、その解決を自分自身の問題として認識し、差別や偏見をなくすため、今後は啓発活動の一層の強化を図らなければなりません。

計画している行事に参加して下さい。

同和問題の解決を「かけ声」だけに終わらせてはなりません。私たち一人ひとりが自らの生活と、地域社会をみつめ、差別を許さない意識を持ち、みんなが「生れてきてよかった」といえる社会を実現しようではありませぬか。

『金田町夜市』開催

7月23日(木曜)
24日(金曜)
25日(土曜)

夜7時—9時
新町通り歩行者天国、金魚すくい、綿がし他、盛沢山

議会だより

議会事務局

昭和五十六年第四回定例町議会は六月二十五日召集され、会期一日間をもって諸議案が慎重審議され、次のとおりそれぞれ原案可決を以て閉会いたしました。その概要について、お知らせいたします。

- 議案第三十三号 専決処分を報告し承認を求めることについて
- 議案第三十四号 専決処分を報告し承認を求めることについて
- 議案第三十五号 金田町名誉公民の決定についてこのたび特殊学校経営の功勞によつて国の褒章を受章されたので、本町名誉公民設置条例の規定に基づき本町名誉公民に決定したものであります。住所 金田町大字金田一三九番地の一 氏名 堀 勇次 大正六年三月二十七日生
- 議案第三十六号 金田町税条例の一部を改正する条例について それぞれつぎのとおり改正されます。 1、町民税の非課税限度額の引き上げ 「二七六、〇〇〇円」が「二八四、〇〇〇円」に
- 議案第三十七号 金田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 被保険者が出生した時に世帯主に対して支給する助産費として「六万円」が「八万円」に二万円引き上げられた
- 議案第三十八号 金田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第三十九号 田川市ほか七ヶ町村伝染病院組合規約の変更について このたび添田町、大任町の二町から本組合に加入の申し入れがあったもの
- 議案第四十号 金田町児童館設置条例の制定について このたび神崎崖の下地区に神崎児童館が建設されました。利用者はつぎのとおりです。 ①町内に居住する十八才未満の者

その一杯

断わる勇氣が

事故を断つ

- ②児童福祉関係の各種団体
- ③前各号に定めるもののほか、町長が利用を認めたと
- ④課税限度額「二十四万円」が「二十六万円」になる。
- ⑤所得割額「百分の五・一」が「百分の五・二」になる。
- ⑥資産割額「百分の五・六」が「百分の五・三」になる。
- ⑦被保険者均等割額 被保険者一人につき「七、〇〇〇円」が「九、二〇〇円」になる
- ⑧世帯割額等割額 一世帯について「九、四〇〇円」が「一二、一〇〇円」になる。
- ⑨軽減加算額一人につき「一七〇、〇〇〇円」が「一七五、〇〇〇円」になる。
- ⑩災害援護金の貸付について 1、世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ家財が半壊以上損害のとき 「四十万円」が「六十万円」になる。 2、世帯主が一月以上負傷し、かつ住居半壊のとき 「百万円」が「百四十万円」になる。 3、世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「五十万円」が「八十万円」になる。 4、世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「九十万円」が「百二十万円」になる。
- ⑪世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑫世帯主が負傷なくかつ住居全壊したとき 「百二十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑬災害援護金の償還期間は十年とし、据置き期間はそのうち三年とする。
- ⑭議案第四十二号 字の廃止について 国土調査による地籍調査事務推進のため金田町全域について字を廃止し、土地所在表示の公簿取扱の簡素化、合理化を図るものであり、またこれにより公簿が容易にできる事になる(小字を廃止しても通称としての使用は差し支えありません)

- ①「百三十万円」が「百八十万円」になる
- ②世帯主負傷なく家財が全壊のとき 「四十万円」が「六十万円」になる。
- ③世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「五十万円」が「八十万円」になる。
- ④世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「九十万円」が「百二十万円」になる。
- ⑤世帯主が負傷なくかつ住居全壊したとき 「百二十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑥世帯主が負傷なくかつ住居半壊したとき 「百二十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑦世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑧世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑨世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑩世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑪世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑫世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑬世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑭世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑮世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑯世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑰世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑱世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑲世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。
- ⑳世帯主が一ヶ月以上負傷し、かつ住居半壊したとき 「百八十万円」が「百八十万円」になる。

- ①議案第四十三号 昭和五十六年度国民健康保険特別会計補正予算(第一号)について
- 議案第四十四号 金田町総合会館(仮称)の建設に關し承認を求めることについて
- 本町多年の懸案である中央公民館の建設につき町民の陳情もあり、隣保館集会所との三館併設による総合会館の建設をなし住民福祉の向上を計るものであります。 昭和三十五年一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 金田町人権擁護委員候補者の承認について 住所 金田町大字神崎一四七二番地 氏名 池 長 幸 吉 明治四十五年三月三十一日生
- 金田町農業委員会委員推せんについて つぎのとおりそれぞれ職経験者五名として、次の方が推せんされました (1) 大字金田一〇二九番 柴田 秀勝 殿 (2) 大字神崎一九九九の一 春永 定夫 殿 (3) 大字金田七〇二 市九 定行 殿 (4) 大字神崎三五二 相原清一郎 殿 (5) 大字金田九三〇の一 浦田 由光 殿

なお、任期は七月二十日から三ヶ年間で、
◆請願、陳情書の審議について
1、入院患者、在宅患者の夏期見舞金増額支給に關する陳情
2、国道、赤池、糸田線の人見地区内における交通緩和に關する請願
3、中元寺川左岸堤防延長に關する請願
4、土木部委員に付託、閉会後も引き続き継続審議
5、飲害問題の早期解決のため法の不十分について制度の見直しを求める請願
◆採択
飲害問題の早期解決のため法の不十分について制度の見直しを求める決議

国土調査にご協力を

振興課国土調査係

(10)

◎国土調査の概要
はじめに国土調査は、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することにより、国土をより高度にかつ合理的に利用するための基礎資料を整備するとともに、あわせて土地に關する権利の基礎となる各筆ごとの地籍の明確化を図ることを目的として、国土調査法に基づき昭和26年から実施されております。

この国土調査は、基本調査、地籍調査、土地分類調査及び水調査に分類され、このうち基本調査は、地籍調査、土地分類調査及び水調査の基礎とするために行う基準点測量等の調査であり、地籍調査は各筆ごとの境界面積、所有者、地目、地番の調査等です。

国土調査
基本調査
地籍調査
水調査
土地分類調査

◎地籍調査の概要
①登記所の地図及び登記簿(表題部)の現況

わが国における土地に關する調査としては、封建諸侯が行った領土の検地、明治になって、政府が行った地租改正に伴う土地調査等租税徴収を主目的とする調査が行われました。

登記所の地図(字限図)や、登記簿等は前述の明治初期に作られたものを基礎として、作成されたものであり、その地図は当時の幼稚な測量技術と課税に對する配慮等のため、実際の土地にくらべて大きさが形が違っており、大きさが何分の一にもなっているものもあが全然違っているものもあがります。このように地図の精度が低く、地図と現地が合わず、また隣接する地図との接合ができないものが多いようです。

従つて、各種公共事業地城開発計画等の具体的施策の実施にあたっては、その精度調査測量をしなければならぬ現状にあります。次表は、わが国の土地に地籍調査を完了した地域の地籍調査実施前後の地目面積に關して、変動状況を調査したものです。調査前の数値を1として、現在唯一の土地資料である登記所の登記簿上のものであり、調査後の数値は地籍調査により確認された現況を示すものです。

地目	九州一円						計
	田	畑	宅地	山林	原野	その他	
九州一円	1.05	1.08	1.25	2.12	0.46	1.77	1.34
全国平均	1.15	0.97	1.30	1.43	0.54	1.48	1.12

これによると全体面積は12%の増となつています。この面積増は前述の通り当時の幼稚な測量技術等にその主たる原因があると考へられます。このほかに注目されることは、調査前と調査後の地目の変更が非常に多くみられることであり、田、宅地、山林等については増加し反面、畑、原野等は減少しています。

以上のことから現存する登記簿が如何に未整理のままだと思はれるか、うかがえると思はれます。

◎国土調査事業10カ年計画
近年の全国的な規模での

夏の交通安全・県民運動

実施について

【期間】
七月二十一日(火)～
八月二十日(木)まで

【目的】
夏の解放感、暑さや行楽による疲労、青少年の暴走運動等により、交通事故の多発が予想されるので、県民すべてに交通安全思想の普及徹底と正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

【運動の重点】
①子供の交通事故防止
②自転車の安全利用の促進
③無謀運転(特に青少年の暴走運転)の防止
④県民の重点実践事項
(県民の皆さんが守ることから)

- ①安全速度を必ず守る
- ②カーブの手前でスピードを落とす
- ③交差点では安全を確かめ一時停止で横断歩行者の安全を守る
- ④飲酒運転は絶対にしない
- ⑤二輪車は昼間でも前照灯を点灯する。
- ⑥原付自転車もヘルメットを着用する。
- ⑦ブレーキ、前照灯等整備された自転車を利用する
- ⑧交差点では必ず止まって安全を確かめる。
- ⑨二人乗り、片手ばなし等危ない乗り方をしない。
- ⑩夜間は必ずライトを点灯する。
- ⑪きめられた場所にきちんと駐車する。

金田町老人クラブ

俳句・短歌同好会

留守をもち今日一日の長きこと
岩野 克芳
篠栗路札所のしるべ
竹の秋
岡本 清子
菜種梅雨幼きけん
おさまりて
散る花の廻廊長き
般若院
市川 法子
護摩焚や煩悩の渦
万縁に
前 千恵子
てれくさく母持来し
孫見舞ふ
瓜生 女礼
背のびしてとどくかき
りのぐみとる子
幸 子
日焼どめつてゲートに
球を打つ
《ゲートボール大会より》
優勝を目指して早
もんとせず
連合会長 辰島宗一

鳥越 美枝
はづみ居り
会長 辰島 宗一
露草をふみて八十路の
散歩道
まっしぐら
極暑に負じと玉の汗ふく
鳥越 美枝
若葉風木立ちを縫ひて
吹きぬけり
心よどみ払ふが如く

ありがとうございました
金田町老人クラブ本部へ
林 堅次 様
右の方より老人クラブ本部へ香典返しとしてご寄付をいただきましたので有意義に使用させていただきます
金田町老人クラブ
連合会長 辰島宗一

お知らせ



町報の発刊変更について

総務課 広報係

現在、毎月町報を発刊しておりますが、来る5月号でお知らせしました通り赤字財政再建のため、あらゆるものにつき経費削減を行っております。町報に関しても経費節約のため、発刊日の変更を次の通り行いますので、宣敷くお願い致します。次号より、10月、1月、4月、7月と年4回とし、発刊日を15日と致します。尚、緊急に住民の方にお知らせする場合は担当課におきまして回覧、その他の方法で広報活動を行いますので申し添えます。

母子家庭児童等一日父親行事の実施について

金田町社会福祉協議会

本年度も五月三十一日(日)一日でもという願いがこめられた一日父親について、来年度も多数のご参加を希望致します。親行事が無事行われなかった参加児童は、小学生26名、中学生2名で、午前9時にマイクロボス2台で役場を出発し、中津城、福沢輪吉邸を見学し、耶馬溪で中食をとりました。帰りは英彦山経由で、帰着は午後5時頃でした。

当日は晴天に恵まれ、児童たちも大喜びで、非常に有意義な一日でした。日頃、父親の愛情に飢えている児童たちに、せめて

七月は固定資産税の第二期分の納期となっておりますので、納付期限内に納付方よろしくお願い致します。納付書は第一期分の納付書と一連で送付致しております。

七月詠草

公民館短歌教室

講師 友清 隆雄
たくみなる歌のいくつかよ
みたれど われの虚しさ埋
むべくなし

室 トヨ
春あさく牡丹の花芽ふみ
そめ 露やどりるて真日に
輝く

岡野富司生
子らの荷物守りて坐ればは
たはたと 頭上の鯉は風に
永げり

小野トメ子
菜の花は川原一面に咲きは
これど 尚肌さむき春の太
陽

千手佐起子
ゆかた着て盆踊する孫思ひ
つつ 熊本の街にはきまの
を買ふ

阿部 重宏
響りやまぬ潮騒も夢の中に
して ふと目覚むれば早や
白む窓

山口 倭子
餌をあさる野良猫追へば癖
に乗り まろき瞳で吾を見
てをり

久保 恵子
知らぬまに優しき心置きわ
すれ 我ひたぶるに苛立ち
てあし

藤田 昌
四郎丸の丘は青葉の海と
なり うす紫の藤がゆれ
るる

藤林 俊信
静かなる水面に写る新緑
は 投込む浮木に小さく
揺るる

菊池 一枝
薄みどり苔むす庭に野杜
丹は 紫色の蕾はぐくむ
若き母

並川 君子
若き日に憧れたりし人の
あり、朝日輝きてふと
思い出づ

高木美代子
読むことも書くことすら
もむなしくて もの云は
ずに病む夫看とる

藤本 唯彦
健やかに過ぎゆく日々を
喜びつ 米寿の父と酒く
み交す

福原 照子
やるせなきこの日頃の長
雨に ほとほと心うとま
しくゐる

三宅 尚美
父親に叱られて泣く幼子
を やさしくさとしめる
若き母

田代 絵
戦ひのさなかな戦後の混
乱も凌ぎて子等とあゆみ
きし道



赤ちゃん電話相談事業 実施について

国際児童年を機に「赤ちゃん電話」を開設し、若い母親の育児等に対する悩みや不安について、電話を通じて、これらの相談に応じ母親の持つ問題の解決を図る。

一、実施主体 福岡県 飯塚市保健センター内 電話(〇九四八二) ④ 三九八八番

二、財団法人福岡県看護等 研修センターへ委託する

三、相談開設場所 ①飯塚市西町7番8号

四、相談受付日時 月曜日・金曜日 10時~16時

五、相談担当者 保健婦

六、相談内容 ①育児上の悩み ②離乳について ③その他

金田町少年野球チーム 三連覇する!!

球音響く野球試合が各地区で盛大に開催されています。金田町も少年野球が結成されました。少年野球の趣旨は野球を通じて相互の融和と親睦を計り小学校児童の健全なる身心の育成を図る事を目的とするためである。この度金田町のチームは田川市において三連覇をなしとげました。これも日頃から一生懸命中山監督の指導に従い、こういう結果が優

飯塚市保健センター内 電話(〇九四八二) ④ 三九八八番

月曜日・金曜日 10時~16時

保健婦

①育児上の悩み ②離乳について ③その他

勝に導いたのでしよう。三連覇の内容は左記の通りであります。

田川市新人戦大会56・4・26 優勝。全国少年野球学童選手権大会56・4・26 優勝する

田川市議会議長杯56・5・31 優勝する。

小学校四年生より六年生まで募集しております。

【野球部員募集】 問合せ 中山 之次 電話②四一三五番

第七回全日本実戦空手選手権大会 出場者募集!!

空手道を修業する諸君オー市小倉西日本総合展示場で全日本実戦空手選手権大会

が盛大に開催されます。青少年の育成及び社会人の心の修業として空手道は特に広く全世界にその真価が認められております。その中でも養秀会の空手道は国内はおろか全世界に支部を持ち今や武道の中心となっております。

養秀会は礼節を重んじ態度を厳しめ、言語をつつしみ意気を盛んにし、静潔をむねとし、各部員が一丸となつて修練されています。

金田町で空手道を修業している人、その他武道関係者を募集している者は多数実戦空手に出場しよう。

出場する人は写真一枚と保証人一人いらいます。また選手一人に対して死亡した時に一千万円の保険をかけています。出場選手がおられましたら左記のところまで申し込んで下さい。

申し込み先 木戸 勝正 電話②一六七番

ありがとうございます
ございました
金田町社会福祉協議会へ
林 省 吾 様
高木 美代子 様
右の方より香典返しとしてご寄付をいただきましたので有意義に使用させていただきます。